

令和7年9月26日

令和7年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

(その1)

県土整備局

I	国庫補助金の収入漏れについて	1
II	神奈川県都市公園条例の一部改正について	2
III	県立都市公園の指定管理者の指定期間の延長について.....	4
IV	「かながわのみちづくり計画」の改定素案について	6
V	県道菖蒲沢戸塚の路線の廃止及び県道戸塚亀井野の路線の認定について.....	9
VI	流域下水道の下水管の破損事故について	12
VII	下水管の全国特別重点調査の実施状況について	15
VIII	県営住宅等の指定管理者の募集について	18
IX	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県土整備局所管条例の 見直し結果について	25
X	神奈川県建築基準条例の一部改正について	28
XI	都市計画法第 34 条第 12 号の規定による開発許可等の基準を定める条例の 一部改正について	29
XII	神奈川県手数料条例の一部改正について	30

I 国庫補助金の収入漏れについて

令和6年度国土交通省所管補助金の手続において、県の事務処理の不備により、国庫補助金を収入できなくなったことについて、調査等を行い、判明した事実や発生要因、再発防止策等を別添資料のとおりまとめたので報告する。

<別添資料> 国庫補助金の収入漏れに関する報告書

Ⅱ 神奈川県都市公園条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県都市公園条例は、県立都市公園の設置及び管理について、必要な事項を定めた条例である。

この条例では、有料の公園施設について、利用の承認を受けた者から徴収する利用料金の上限額及び徴収方法を定めている。

今回、秦野戸川公園の「少年野球場」について、社会人野球などにも利用できるよう、球場を拡張するなど規格を変更することから、名称を「軟式野球場」に変更するとともに、利用料金の上限額を他の県立都市公園の施設に合わせて改定するため、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要 (改正後)

公園名	名称（区分）	利用料金の上限額
秦野戸川公園	軟式野球場	1,070 円/ 1 時間

(現 行)

公園名	名称（区分）	利用料金の上限額
秦野戸川公園	少年野球場	470 円/ 1 時間

3 今後の予定

令和 7 年 11 月 第 3 回定例会に条例改正議案を提出
令和 8 年 4 月 1 日 改正条例の施行

1 秦野戸川公園平面図

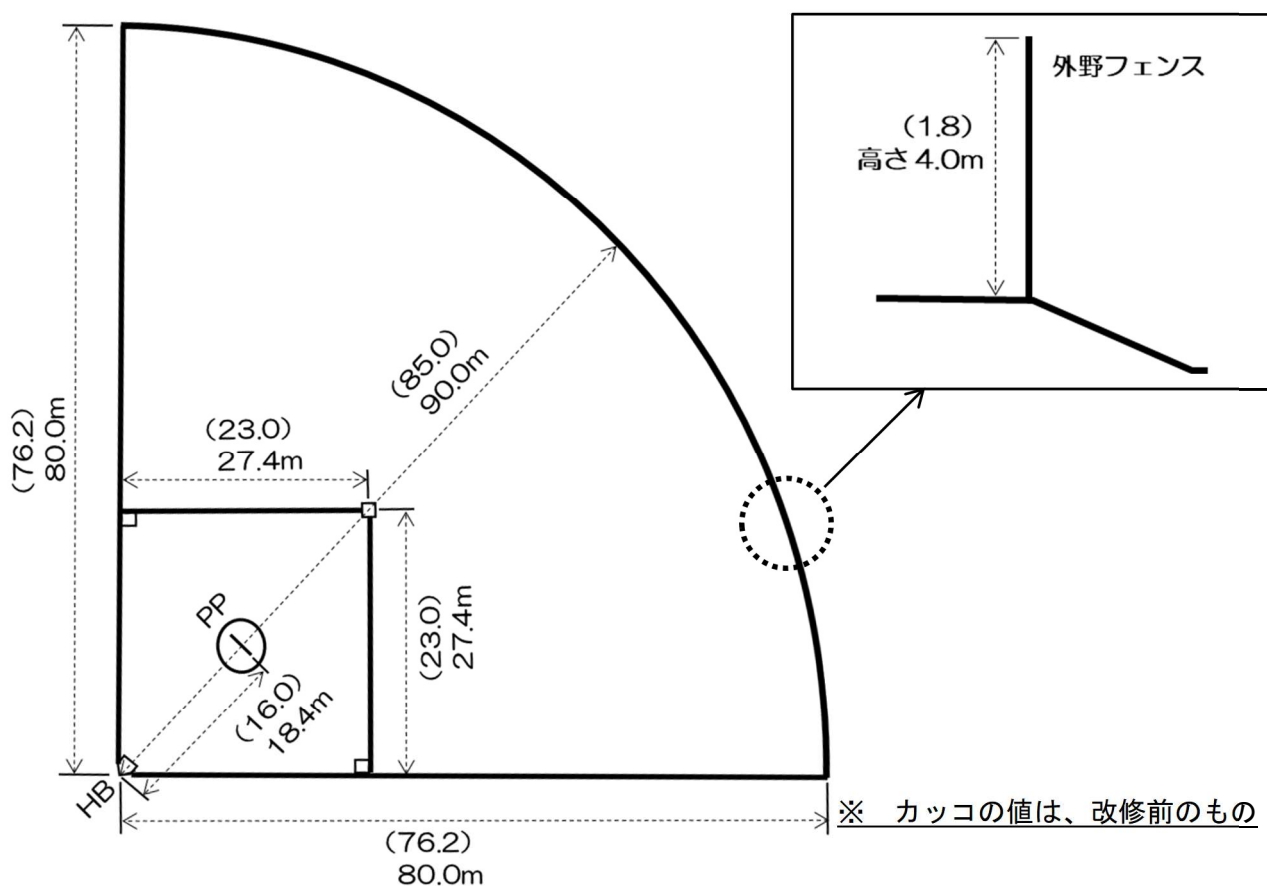


2 改修概要

外野を拡張しフェンスをかさ上げするとともに、ピッチャープレート (PP) からホームベース (HB) 間などの規格を変更。

※ 少年野球については、ベースなどの位置を変更することで利用可能。

【施設概要図】



Ⅲ 県立都市公園の指定管理者の指定期間の延長について

1 概要

県立都市公園では、多様化する県民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間のノウハウを活用し、サービスの向上と経費の節減を図ることとして、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、現在の指定期間は令和4年度から令和8年度末までとしている。

こうした中、次期指定管理者の募集に向けて検討を始めたところ、学識者等で構成される「神奈川県公園等審査会」において、これまで一律5年間としてきた指定期間を公園の特性に応じて設定することで、民間による積極的な投資の促進につながるなどの意見があり、県としてより魅力ある公園づくりを進めるため、指定期間の見直しを検討することとした。

そこで、今後の各公園の指定期間を検討するため、民間への意向調査や、その結果を踏まえた募集に関する資料の作成などに必要な期間を考慮し、現指定期間を2年間延長する。

2 現在の指定管理者と管理する都市公園（24指定管理者）

No	指定管理者	都市公園	所在地
1	神奈川県公園協会・石勝エクステリア・サカタのタネGSグループ	三ツ池公園	横浜市鶴見区
2	神奈川県公園協会・サカタのタネグループ・オーチュール共同事業体	保土ヶ谷公園	横浜市保土ヶ谷区
3	神奈川県公園協会・大和ハウスリアル・サカタのタネGSグループ	四季の森公園	横浜市緑区他
4	神奈川県公園協会・サカタのタネ グリーンサービスグループ	境川遊水地公園	横浜市泉区他
5	株式会社石勝エクステリア	東高根森林公園	川崎市宮前区
6	相模湖観光協会・神奈川県ローイング協会グループ	相模湖公園	相模原市緑区
7	神奈川県公園協会・サカタのタネ グリーンサービスグループ	津久井湖城山公園	相模原市緑区
8	神奈川県公園協会・サカタのタネ・サカタのタネGSグループ	相模原公園	相模原市南区
9	神奈川県公園協会・県立塚山公園保存会グループ	塚山公園	横須賀市
10	神奈川県公園協会・京急サービス共同事業体	観音崎公園	横須賀市

11	株式会社湘南なぎさパーク	湘南海岸公園	藤沢市
12	公園協会・オーチャー・サカタのタネ・小田急電鉄共同事業体	辻堂海浜公園	藤沢市
		湘南汐見台公園	茅ヶ崎市
13	おだわら諏訪の原公園パートナーズ	おだわら諏訪の原公園	小田原市
14	神奈川県公園協会・小田急ビルサービスグループ	茅ヶ崎里山公園	茅ヶ崎市
15	三浦市観光協会・湯山造園土木・京浜急行電鉄グループ	城ヶ島公園	三浦市
16	神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体	秦野戸川公園	秦野市
17	公益財団法人神奈川県公園協会	七沢森林公園	厚木市
18	神奈川県公園協会・サカタのタネ グリーンサービスグループ	相模三川公園	海老名市
19	公益財団法人神奈川県公園協会	座間谷戸山公園	座間市
20	三菱電機ライフサービス株式会社	葉山公園	葉山町
		はやま三ヶ岡山緑地	
21	神奈川県公園協会・湘南造園グループ	大磯城山公園	大磯町
22	公益財団法人神奈川県公園協会	山北つぶらの公園	山北町
23	神奈川県公園協会・ランドフローラ・小田急箱根グループ	恩賜箱根公園	箱根町
24	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	あいかわ公園	愛川町

3 指定期間

延長前 令和4年4月1日～令和9年3月31日

延長後 令和4年4月1日～令和11年3月31日

4 今後の予定

令和7年10月～ 指定管理者と指定期間の延長を協議
11月 第3回定例会に指定期間の延長に関する議案(24件)を提出
令和8年1月以降 指定管理者と指定期間の延長について協定を締結

IV 「かながわのみちづくり計画」の改定素案について

1 「かながわのみちづくり計画」の概要

道路は、県民生活の利便性向上や地域経済の活性化、さらには災害時における県民の安全・安心の確保にも寄与する重要な社会基盤である。

「かながわのみちづくり計画（以下「本計画」という。）」は、本県の交通施策に関する部門別計画である「かながわ交通計画」を支える、道路部門の実施計画である。

2 改定の趣旨

本計画に基づき道路事業を進め、県土構造の骨格となる自動車専用道路等が順次開通したことで、広域的な移動性の向上など、様々な効果が現れているものの、依然として道路が混雑している箇所も多くあり、引き続き、道路の整備を進めていく必要がある。

また、激甚化・頻発化する自然災害や大規模地震に対応するため、強靱な道路ネットワークの構築が重要であり、加えて、建設後50年を経過する橋りょうやトンネル等の道路施設が一層増加する中、老朽化対策を着実に進めていく必要がある。

こうした道路を取り巻く状況に対応し、限られた財源のもと、より効率的・効果的に道路事業を推進するため、本計画を改定する。

3 改定に向けたこれまでの取組

令和7年4月～8月 市町村からの意見聴取

令和7年8月～9月 有識者への意見聴取、改定素案の取りまとめ

4 改定素案の概要

(1) 計画改定の考え方

道路を取り巻く状況に対応するため、目指すべき道路の姿を、「防災力の強化を支える道路」、「経済活動の活性化を支える道路」、「県民生活を支える道路」と定め、その実現に向けた施策は、現計画で採用している「整備」、「活用」、「維持管理」の3つの視点から整理する。

(2) 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

(3) 本計画の構成

本計画は、道路事業における基本的な考えを示す「本編」と、主な事業箇所を掲載する「事業箇所編」の2部構成とする。

ア 本編

必要な幹線道路網を整備する「道路整備計画」、今ある道路を最大限に活用する「道路活用計画」、適切な維持管理を実施する「道路維持管理計画」の3つの計画で構成する。

(ア) 道路整備計画

- ・自動車専用道路網等の整備
- ・幹線道路網の整備

(イ) 道路活用計画

- ・災害対応力の強化（土砂崩落対策、無電柱化の推進など）
- ・交通安全の確保（歩道、自転車通行空間の整備など）
- ・交通流の円滑化（交差点改良など） など

(ウ) 道路維持管理計画

- ・老朽化対策の実施
- ・継続的な維持管理の実施（道路パトロールなど） など

イ 事業箇所編

県民目線でより分かりやすい計画となるよう、道路整備計画の事業箇所に加えて、新たに道路活用計画の事業箇所を明示することとし、これらの事業箇所を土木事務所単位で掲載する。

5 今後の予定

令和7年10月～11月	改定素案に対する県民意見募集
令和8年2月	県民意見を反映した改定案の取りまとめ
〃	建設・企業常任委員会に改定案を報告
3月	本計画を改定・公表

＜目指すべき道路の姿＞

(1) 防災力の強化を支える道路

＜取組方針＞

- ア 強靱な道路ネットワークの構築
- イ 道路の災害対応力の強化

(2) 経済活動の活性化を支える道路

＜取組方針＞

- ア 自動車専用道路ネットワークの構築と機能強化
- イ 産業・物流拠点へのアクセス強化
- ウ 観光振興に資する周遊ネットワークの構築

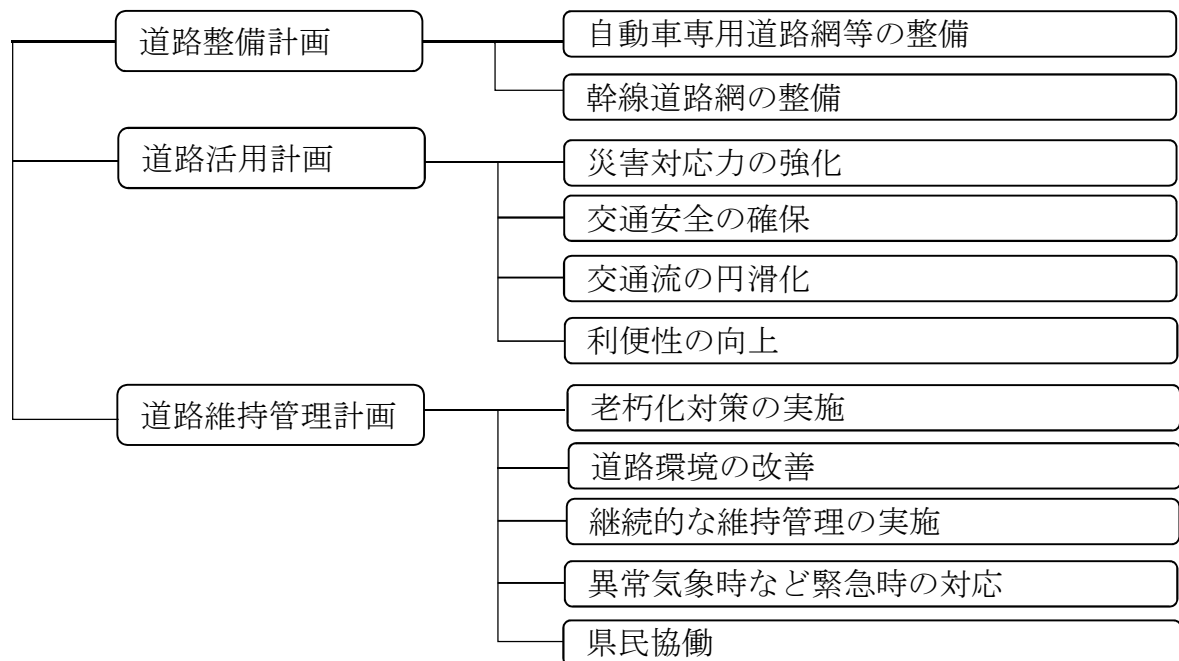
(3) 県民生活を支える道路

＜取組方針＞

- ア 道路の安全性向上
- イ 戦略的な維持管理

＜かながわのみちづくり計画改定素案の構成＞

【本編】



【事業箇所編】

道路整備計画	： 今後 10 年間で実施する主な箇所（68 箇所）
道路活用計画	： 今後 5 年間で実施する主な箇所（130 箇所）

※ 7つの土木事務所ごとに主な事業箇所表・箇所図を掲載

V 県道菖蒲沢戸塚の路線の廃止及び県道戸塚亀井野の路線の認定について

1 路線の廃止及び認定の必要性

令和3年3月の県道湘南台大神（現在は、県道湘南台大神伊勢原）の認定にあたり、藤沢市道との交換等による県道路線の再編を行うこととしていた。

こうした中、藤沢市との調整が整ったことから、藤沢市菖蒲沢（県道横浜伊勢原）から亀井野（国道467号）を経由し横浜市戸塚区（県道阿久和鎌倉）までを結ぶ県道菖蒲沢戸塚を廃止するとともに、藤沢市亀井野から横浜市戸塚区までの区間を新たな路線として認定する。

2 路線の廃止及び認定の概要

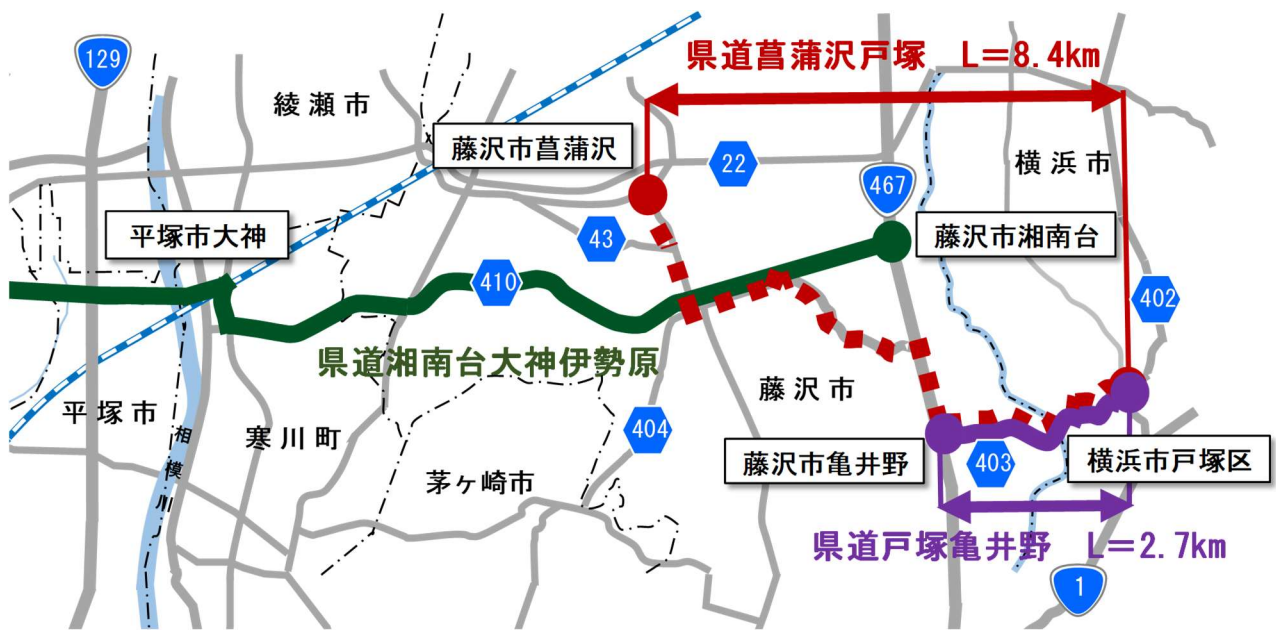
(1) 路線の廃止

路線名	県道菖蒲沢戸塚
起点終点	起点 藤沢市菖蒲沢 ～ 終点 横浜市戸塚区
延長	総延長：8.4km
廃止の理由	藤沢市道との交換等により、起点を含む一部区間は県道として存置する必要がなくなるため、路線を廃止するもの（起点を変更する場合は、路線の変更ではなく廃止となる）

(2) 路線の認定

路線名	県道戸塚亀井野
起点終点	起点 横浜市戸塚区 ～ 終点 藤沢市亀井野
道路法第7条の規定に基づく認定事由	道路法第7条第1項第5号に該当するものとして認定 （主要地とこれと密接な関係にある国道とを連絡する道路）
延長	総延長：2.7km
認定の理由	県道菖蒲沢戸塚の廃止に伴い、一部区間は引き続き県道として存置する必要があるため、新規路線として認定するもの

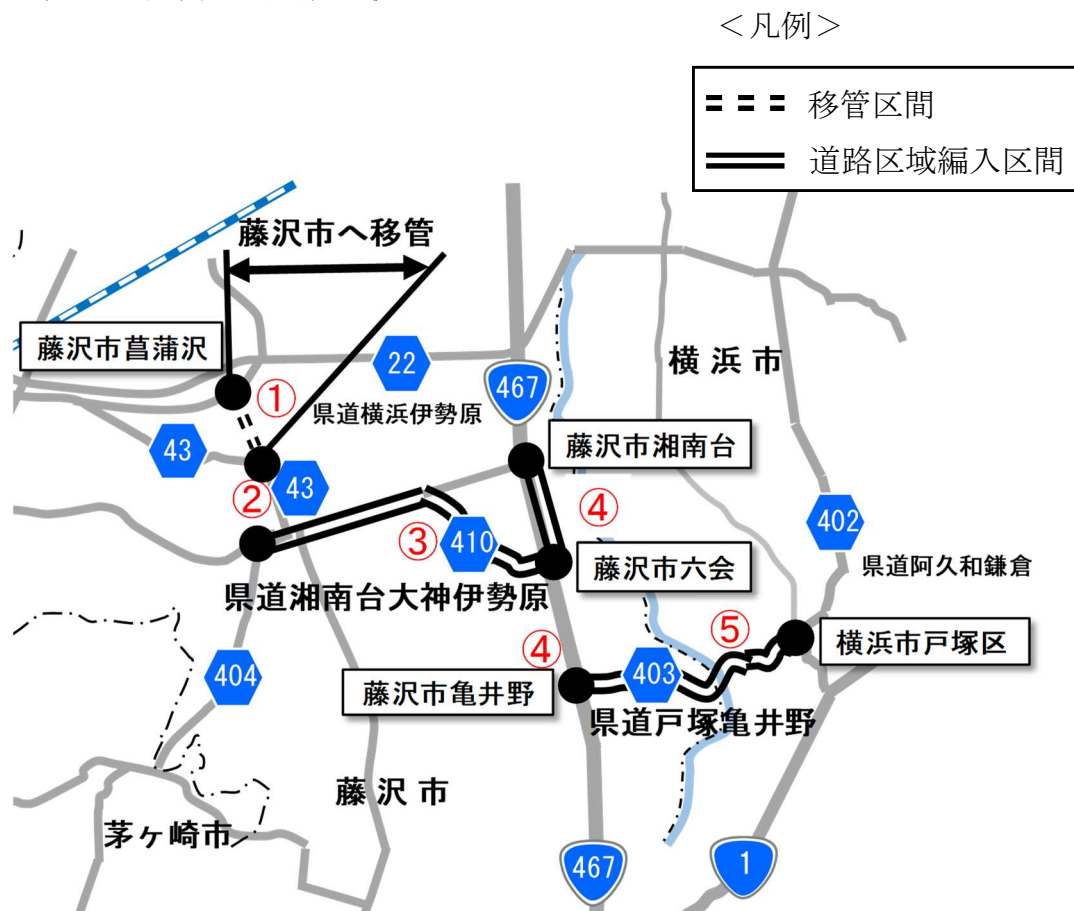
<路線図>



3 今後の予定

- | | |
|---------|--|
| 令和7年11月 | 県道菖蒲沢戸塚の路線の廃止及び県道戸塚亀井野の路線の認定についての議案提出 |
| 令和8年4月 | 県道菖蒲沢戸塚の路線の廃止及び県道戸塚亀井野の路線の認定についての告示
県道戸塚亀井野及び県道湘南台大神伊勢原の道路の区域編入等についての告示 |

令和8年4月以降の路線の状況



- ① 藤沢市への移管により藤沢市道となる
- ② 県道43号（藤沢厚木）として標示
- ③ 道路区域編入により県道410号（湘南台大神伊勢原）と標示
- ④ 国道467号として標示
- ⑤ 道路区域編入により県道403号（戸塚亀井野）と標示

VI 流域下水道の下水管の破損事故について

1 事故概要

東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力」という。）発注のシールド工事において、県が管理する流域下水道の下水管の上部を約50mに渡り破損させた。

- ・破損箇所 相模原市中央区上溝2560番地付近
(県道46号(相模原茅ヶ崎)(相模原市管理))
- ・破損施設 相模川流域下水道左岸幹線
(シールド管 内径1,800mm)
- ・下水管の使用範囲 約12万人(相模原市中央区と緑区の一部)



2 経緯

- 8月29日 東京電力から、流域下水道整備事務所に、下水管を損傷させた可能性があるとの報告
- 9月1日 県は、管の内部の損傷を確認するため、事故現場の下流にあるマンホールからテレビカメラを入れ、緊急調査を実施したが、堆積物の影響により調査を中止
- 9月2日 上流側のマンホールから再度テレビカメラを入れて調査をした結果、管の上部が約50mに渡り破損していることが判明
- 9月3日 事故発生をお知らせするため、知事臨時会見を開催
県は、二次災害の防止対策や復旧方法などの技術的検討を行うため、国土交通省に支援を要請
- 9月11日 現場状況や関係者の対応方法を共有することを目的に、県、相模原市及び東京電力等で構成する連絡会を設置
- 9月29日 県及び相模原市が、有識者で構成する「第一回流域下水道管破損事故対策検討委員会」を開催予定

3 現在の状況

二次災害の防止対策や復旧方法について、東京電力を中心に、県及び道路管理者である相模原市が連携して検討中。

＜検討項目＞

- ・ 下水管内の堆積物の除去
- ・ 地下水の流入防止
- ・ 下水管の復旧方法 など

また、東京電力は、事故発生以降、相模原市の協力を受け、路面の変状や空洞の有無等のモニタリングを実施している。これまで、路面の沈下や空洞は確認されていないことから、急激に道路陥没が発生する可能性は低いですが、引き続き、モニタリングを継続し、周辺住民等に情報を発信していく。

＜東京電力が実施している主なモニタリング項目＞

- ・ 路面の変状調査：8月29日～（1回／2時間）
- ・ 空洞調査：9月3日～（1回／1日）
- ・ 管内カメラ調査：9月6日～（1回／1週間）

一方、県においても、事故発生以降、左岸幹線の流量の監視を強化しており、これまで、特段の変化は認められず、直ちに、下水道の使用を制限する状況ではないが、引き続き、監視強化を継続する。

4 今後の予定

県は、引き続き、相模原市や東京電力と連携を図るとともに、国土交通省をはじめとした有識者の助言も得ながら、復旧に向けた調整を進めていく。

参考資料

事故箇所図

○ 相模川流域下水道左岸幹線



VII 下水管の全国特別重点調査の実施状況について

1 概要

令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、国が設置した「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」からの提言を踏まえ、国は、全国の下水道管理者に対し、下水管の全国特別重点調査を要請し、本県でも実施している。

2 対象

県が管理する下水管（延長約174km）のうち、管の内径が2 m以上かつ設置後30年が経過した箇所（延長約61km）。

なお、次の条件の箇所は、優先的に調査を実施（延長約10km）。

- ・管路が腐食しやすい箇所
- ・地下水位が高い砂地盤 など

3 内容

下水管の内部に専用のテレビカメラを入れるなどして劣化状況を調査。

なお、直近3年以内に管内部の劣化状況を調査済の箇所は、その結果を専門家が再チェックすることで、テレビカメラ調査に代える。

- ・テレビカメラ調査 延長約23km
- ・専門家の再チェック 延長約38km

また、テレビカメラ調査等の結果、軽度のひび割れなど補修が必要な箇所は、空洞の有無を確認するため、地上からの簡易な貫入試験（空洞調査）を実施する。

4 現在の状況

優先的に調査を実施した区間ではテレビカメラ調査等が完了し、直ちに大規模な陥没事故につながる損傷等は認められていない。

現在、緊急度Ⅰ及びⅡの箇所において、空洞調査を実施している。

- ・原則1年以内に速やかに補修等対策を実施する必要がある箇所（緊急度Ⅰ） 延長約1.6km
- ・応急措置を実施した上で、5年以内に補修等対策を実施する必要がある箇所（緊急度Ⅱ） 延長約0.8km

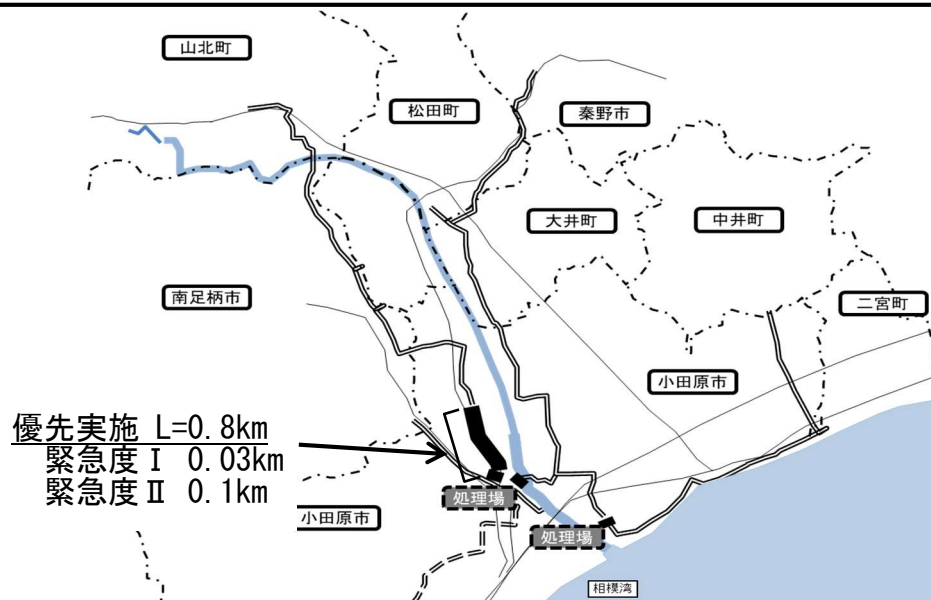
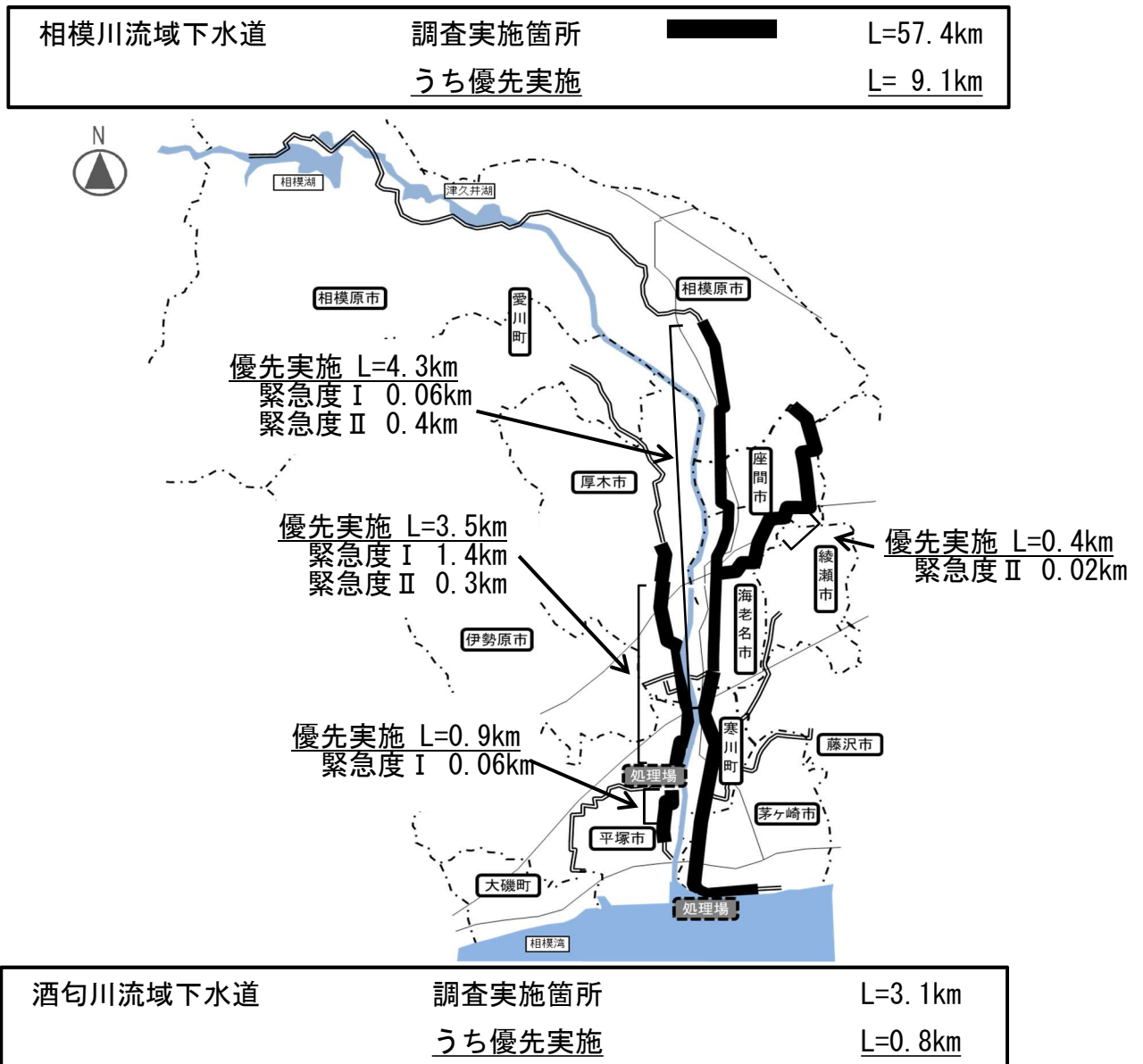
5 今後の予定

引き続き、残りの調査を進め、必要に応じて空洞調査を実施し、令和8年2月末までに全国特別重点調査の完了を目指す。

また、下水管の劣化状況に応じて、優先度の高い箇所から、順次補修等対策を実施する。

全国特別重点調査実施箇所図

○ 点検対象 県が管理する下水管延長約61km



VIII 県営住宅等の指定管理者の募集について

1 指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、県営住宅等については、令和8年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集等を行う。

2 施設の目的・概要

(1) 設置目的

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低額な家賃で住宅を提供することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 施設概要

別紙1「県営住宅等の施設概要」のとおり

3 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

また、入居管理において適切に業務を遂行しているなど利用者へのサービスの向上や、施設の管理運営経費の節減などの効果が認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

(※収支状況は別紙2「県営住宅等過去3年間収支状況」のとおり)

4 募集の方法

公募により募集する。

5 指定期間

5年間（令和9年4月1日～令和14年3月31日）とする。

6 募集単位

(1) 地域割

以下の4地域に分けて募集する。

横浜等地域	122団地	30,238戸
川崎地域	23団地	4,107戸
相模原等地域	30団地	4,930戸
横須賀三浦地域	25団地	5,166戸

(2) 募集単位の考え方

ア 適切かつ均質的なサービスの確保

県営住宅等の管理運営は、入居者の生活と密接に関係していることから、指定管理業務におけるサービス提供は、どの指定管理者においても、一定水準を確保しつつ均質的に行うことが重要となるため、ある程度地域をまとめて募集する。

イ スケールメリットの確保

民間参入を促すために、県営住宅等が偏在配置となっていることを十分考慮しつつ、業務の効率性やコスト面を踏まえて、スケールメリットを活かせる募集単位の設定とする。

7 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

イ 施設の維持管理

ウ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

エ 事故防止等安全管理

オ 地域と連携した魅力ある施設づくり

カ 人的な能力、執行体制

キ 財政的な能力

ク コンプライアンス、社会貢献

ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護

コ これまでの実績

サ 施設の魅力向上につながる加点項目（※）

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

ア 適切な維持管理

- ・ 老朽化が進む県営住宅等の特性や課題を踏まえた維持管理
- ・ 維持修繕業務の円滑な遂行
- ・ 維持修繕業務における地域事業者との連携
- ・ 的確な募集に向けた空き住戸の状況把握
- ・ 大規模災害時や緊急時における施設の安全確保

イ 入居者への対応

- ・ 入居者のニーズや苦情への対応
- ・ 高齢者、障がい者、外国籍県民など多様な入居者への対応
- ・ 入居者や活動が停滞している自治会に対する支援
- ・ 大規模災害時や緊急時における入居者の安全確保

ウ 健康団地の促進

- ・ 健康団地の趣旨に対する理解
- ・ 健康団地への再生に向けた取組
- ・ 関係機関や団体との連携

(3) 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、団体の業務遂行能力：25点、施設の魅力向上につながる加点項目：15点以内（※）

※ 令和7年第3回定例会（前半）の総務政策常任委員会において、施設の魅力向上につながる新たな提案に対して加点できる仕組みなどを盛り込んだ「指定管理者制度の運用に関する指針」の改正案が報告されていることから、当該改正案を踏まえたものとしている。

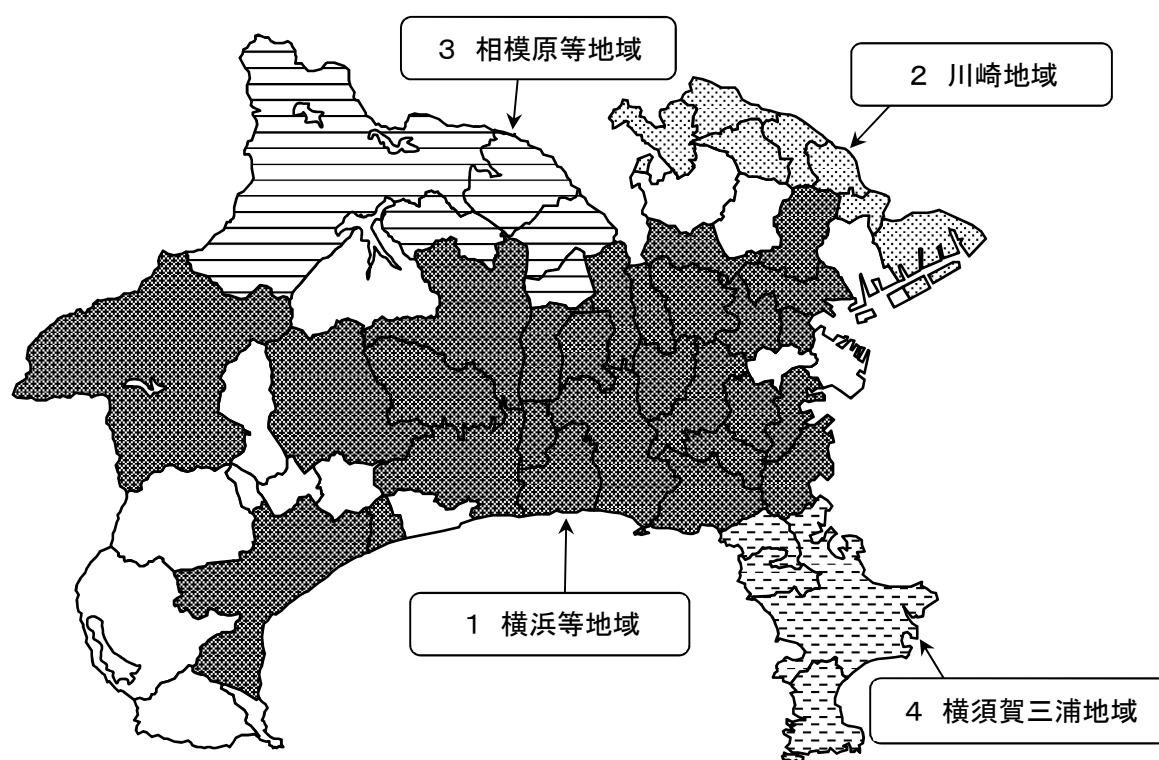
8 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
大江 守之	男	大学 名誉教授	学識 経験者	有（神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会住宅部会）	住宅政策に関する識見を有するため
櫻山 加奈子	女	公認 会計士	会計	無	経営審査に関する識見を有するため
佐々木 好一	男	弁護士	法律	無	法務に関する識見を有するため
田中 晃	男	社会 福祉士	福祉	無	福祉分野に関する識見を有するため
樋口 裕子	女	社会保険 労務士	労務	有（神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会道路附属物自動車駐車場部会、神奈川県立県民ホール及び音楽堂指定管理者外部評価委員会）	労務に関する識見を有するため
山崎 隆央	男	UR 職員	住宅 事業者	無	公的賃貸住宅のストック管理業務に関する識見を有するため

9 今後のスケジュール

令和7年11月	外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取を行い、決定
12月	第3回定例会（後半）に、選定基準（案）を報告
令和8年1月～	指定管理者を募集
3月～	外部評価委員会等による候補者選定
6月	第2回定例会に、指定管理者の指定議案を提出
令和9年4月	指定管理者による管理運営開始

県営住宅等の施設概要（R7.4.1 現在）



（注）地図中の白抜きは、令和 7 年 4 月 1 日現在で県営住宅等のない市区町村を表す。

地域名	団地数	棟数	管理戸数
1 横浜等地域	122 団地	1,090 棟	30,238 戸
2 川崎地域	23 団地	95 棟	4,107 戸
3 相模原等地域	30 団地	303 棟	4,930 戸
4 横須賀三浦地域	25 団地	159 棟	5,166 戸
合 計	200 団地	1,647 棟	44,441 戸

- 1 横浜等地域 … 横浜市、平塚市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、鎌倉市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、二宮町、山北町
- 2 川崎地域 … 川崎市
- 3 相模原等地域 … 相模原市、座間市、愛川町
- 4 横須賀三浦地域 … 横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町

県営住宅等過去3年間収支状況

1 横浜等地域

<参考1> 指定管理業務に係る収支状況

(単位：千円、%)

年度	収入 a	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和4年度	3,783,234	3,782,972	262	0.01%
令和5年度	4,208,638	4,205,925	2,713	0.06%
令和6年度	5,255,870	5,253,651	2,219	0.04%
合計	13,247,742	13,242,548	5,194	0.04%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有

(郵便料改定に伴う増 年額+498千円 影響する年度 令和6年度)

<参考2> 県内中小企業者や障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数※(実績)	金額※(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	緊急修繕、計画修繕等	40,665	10,797,671	—
障害者雇用企業等	無	—	—	—

※令和4年度～令和6年度実績

2 川崎地域

<参考1> 指定管理業務に係る収支状況

(単位：千円、%)

年度	収入 a	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和4年度	366,757	366,597	160	0.04%
令和5年度	462,116	461,499	617	0.13%
令和6年度	420,208	419,797	411	0.10%
合計	1,249,081	1,247,893	1,188	0.10%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有

(郵便料改定に伴う増 年額+63千円 影響する年度 令和6年度)

<参考2> 県内中小企業者や障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数※(実績)	金額※(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	緊急修繕、計画修繕等	3,936	984,193	—
障害者雇用企業等	無	—	—	—

※令和4年度～令和6年度実績

3 相模原等地域

＜参考１＞指定管理業務に係る収支状況

(単位：千円、％)

年度	収入 a	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和４年度	492,225	492,189	36	0.01%
令和５年度	477,234	477,072	162	0.03%
令和６年度	977,072	976,893	179	0.02%
合計	1,946,531	1,946,154	377	0.02%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有

(郵便料改定に伴う増 年額＋85 千円 影響する年度 令和６年度)

＜参考２＞県内中小企業者や障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数※(実績)	金額※(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	緊急修繕、計画修繕等	7,343	1,644,575	—
障害者雇用企業等	無	—	—	—

※令和４年度～令和６年度実績

4 横須賀三浦地域

＜参考１＞指定管理業務に係る収支状況

(単位：千円、％)

年度	収入 a	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和４年度	544,450	544,325	125	0.02%
令和５年度	610,796	610,151	645	0.11%
令和６年度	610,910	610,741	169	0.03%
合計	1,766,156	1,765,217	939	0.05%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有

(郵便料改定に伴う増 年額＋86 千円 影響する年度 令和６年度)

＜参考２＞県内中小企業者や障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数※(実績)	金額※(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	緊急修繕、計画修繕等	6,554	1,506,913	—
障害者雇用企業等	無	—	—	—

※令和４年度～令和６年度実績

IX 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県土整備局所管条例の見直し結果について

1 条例の見直しについて

「神奈川県条例の見直しに関する要綱」において、県の条例の適時性を確保するため、一定期間ごとに条例全体の見直しを行うこととされている。

今回、令和7年9月30日までに見直しを行う必要がある県土整備局所管の1条例（神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例）について、見直し結果を報告する。

なお、当該条例は、福祉子どもみらい局との共管となっており、第4章及び第5章の一部が県土整備局の所管となっている。

2 条例の見直しの結果

条例名	見直し結果
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

3 見直し結果に基づく対応

常任委員会に報告後、県ホームページで公表する。

「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく条例の見直し結果

(1)

条例名	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	
概要	障害者等が安心して生活し、自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務、県の基本方針並びに施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めるための整備基準の遵守等の必要事項を定めている。	
運用状況	施設整備に関する事前協議件数 令和3年度：499件、令和4年度：479件 令和5年度：470件、令和6年度：466件	
見直し結果	必要性	本条例は、バリアフリーの街づくりを進めるため、県等の責務や基本方針を定め、施設整備における整備基準の遵守を課すに当たっての基本的な必要事項を定めたものである。 超高齢社会が進展する中、移動困難者の増加に対応した街づくりや障害者等の社会参加をさらに進める必要性、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」など関係法令の整備状況及び「ともに生きる社会かながわ憲章」をはじめとした県施策の方向性など社会状況の変化を踏まえ、適切な施設整備等を進めることにより高齢者、障害者等の円滑な移動や社会参加を実現しようとする本条例は、地域共生社会の実現に向けて、引き続き必要である。
	有効性	本条例は、バリアフリーの街づくりを進める上で、公共的施設等の新築等を行う際の整備基準の遵守を規定するなど、高齢者や障害者等の社会参加を図る上で重要な役割を果たしている。また、令和4年に、地域共生社会の実現に向けた方向性を明確に示すため、障害者等が施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設利用に必要な支援を明確化するなど、社会状況の変化を踏まえて改正を行っており、条例は有効に機能している。
	効率性	県民の利便性向上や、事業者や市町村の効率的な事務運営の観点から、条例に基づく事務を特定行政庁に移譲するなど、県・市相互の連携・協力により効率的に運用している。
	基本方針適合性	本条例に基づく施策は、「新かながわグランドデザイン」の基本構想に掲げる政策の基本方向「健康・福祉」における「支え合う地域社会づくり」に適合している。
	適法性	県民及び事業者の責務や事業者の義務を課すなどの規定を有するが、条例の目的に照らして合理的なものであり、憲法や法令に抵触しないものである。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

○ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の構成及び所管部局

条例の構成		所管部局
第 1 章	総則 目的、定義、県の責務、事業者の責務、県民の責務、総合的推進	福祉子どもみらい局
第 2 章	施策の基本方針等 施策の基本方針、障害者等の意見の反映、検討、情報の提供等、財政上の措置	
第 3 章	施設等の整備 公共的施設等、指定施設及び公共車両等の整備	
第 4 章 (第28条～第33条)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項 ・対象施設の追加及び規模の引下げ ・移動等を円滑にするための基準の付加 等	県土整備局
第 5 章	雑則 適用除外、委任	

第 4 章は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定を受け、平成20年12月の条例改正時に追加

X 神奈川県建築基準条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県建築基準条例（以下「本条例」という。）は、建築基準法に基づき、建築物等の制限その他同法の施行に必要な事項を定めた条例である。

本条例について昨年度実施した「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直しの結果を踏まえて、建築物の用途や規模の実情に照らし、制限を緩和するなど、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 集会場に関する避難規定の緩和

家族葬といった葬儀形態の需要が高まり、小規模な集会場が増加していることを踏まえ、会葬者等の避難が容易な小規模の集会場については、廊下を設置するなどの規定を緩和する。

(2) 小荷物専用昇降機の機械室に関する規定の緩和

機械室内に設置を求めている照明設備の代替として、コンセント設備を認める。

(3) その他

用語の整理等、所要の改正を行う。

3 今後の予定

令和7年11月 第3回定例会に条例改正議案を提出

令和7年12月 改正条例の施行

XI 都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

都市計画法第34条第12号の規定は、市街化調整区域において周辺地域の市街化を促進するおそれがないなどの開発行為等については、条例で適用区域、目的等を定めることにより、開発審査会の議を経ずに許可することができるとしている。

そのため、本県では平成13年に制定した「都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例」で、県が所管する市街化調整区域全域を適用区域とし、目的等を定めている。

本条例について、昨年度実施した「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直しの結果、近年の激甚化・頻発化する自然災害の状況を踏まえ、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に規定する土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高いエリア（以下「災害ハザードエリア」という。）においては、開発行為等について開発審査会の議を経ることとし、適用区域から除くための所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 災害ハザードエリアは、本条例の適用区域から除外する。なお、災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる場合は、この限りでない。

災害ハザードエリア	
災害レッドゾーン	災害イエローゾーン
土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 地すべり防止区域 等	土砂災害警戒区域 浸水想定区域 等

- (2) その他の改正

用語の整理等の所要の改正を行う。

3 今後の予定

令和7年11月 第3回定例会に条例改正議案を提出
令和8年4月 改正条例の施行

XII 神奈川県手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」（通称：マンション建替法）では、耐震性不足等でマンションの建替えをする場合、許可により容積率制限を緩和することができる。

このたび、マンション建替法の法律名が「マンションの再生等の円滑化に関する法律」（通称：マンション再生法）に改められるとともに、高さ制限の特例許可が創設されることから、当該許可手続きにかかる所要の改正を行う。

2 改正の概要

マンションの高さの特例許可申請手数料の追加など、所要の改正を行う。

3 今後の予定

令和7年11月	第3回定例会に条例改正議案を提出
令和8年4月	改正条例の施行